

橋梁点検業務委託 特記仕様書

1 総則

本特記仕様書は、平成22年度 橋梁点検業務委託（その3）（以下「本業務」という。）に適用する。また、ここに定めがないものは、「土木設計業務等委託必携 平成13年1月 京都府」による。

2 業務の目的

増大している高齢化橋梁に対して、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、適切に橋梁を管理することが求められている。本業務は、橋梁点検を実施し、個々の橋梁の健全度を把握するとともに、維持管理計画策定のための基礎データを収集することを目的とする。

3 履行期間

履行期間は、契約日の翌日から平成23年3月18日までとする。

4 業務対象橋梁

別紙、一覧表のとおり。

5 管理技術者及び照査技術者

共通仕様書の第1106号に規定する管理技術者及び第1107条に規定する照査技術者については、次のとおりとする。

③ 分類Ⅲ（高度ではないが専門分野におけるマネジメント）

（1）管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ア 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。

イ 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。

ウ 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。

エ APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。

オ RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）

（2）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

- ア 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
- イ 技術士（業務に該当する部門）で平成 12 年度以前の試験合格者。
- ウ 技術士（業務に該当する部門）で平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。
- エ APEC エンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。
- オ RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）

6 橋梁点検員

（1）点検の実施体制

点検を実施する点検作業班は、点検員、点検補助員等により編成する。

（2）点検員

「点検員」とは、「点検補助員」を指導・監督し、本業務の履行について技術上の管理を司り、安全管理に留意して各作業員の行動を掌握するとともに点検調査を実施する者であり、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

ア （財）海洋架橋・橋梁調査会主催の橋梁点検技術研修会の研修修了者

イ 技術士（「総合技術管理部門」または「建設部門」とし、選択科目は「鋼構造及びコンクリート」に限る。）あるいは、RCCM（鋼構造及びコンクリート）の有資格者

ウ コンクリート診断士及び土木鋼構造診断士

（3）点検補助員

「点検補助員」とは、点検員の指導・監督により、写真撮影、記録、データ入力作業等点検作業の補助的業務を実施する。

7 業務計画書

受注者は、契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料等を収集のうえ、共通仕様書第 1110 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

なお、共通仕様書第 1111 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。

（1）安全管理計画

（2）関連資料の支給請求一覧表

また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

8 調査・点検方法

（1）点検事前調査（机上調査・現地調査）

橋梁点検に先立って事前調査を行い、現地状況、足場状況などについて現地の状況を調査・記録するものとする（本点検と同日に実施可）。橋梁の状況により点検作業に支障がある場合には、監督職員と協議し点検方法を決定するものとする。また、橋梁台帳等の既存資料を本点検前に確認し、問題点・留意点などの把握を行う。

（2）橋梁点検（現地調査）

「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） 平成19年4月 国土交通省 國技術政策総合研究所」（以下、「点検要領」という。）に準拠した目視点検により、損傷状況を確認するものとする。

桁端部や支承部およびその近傍の部材は、直近の橋台や橋脚からできるだけ近接して調査する。接近することが困難である渡河橋の支間中央部等は、双眼鏡等を使用した遠望目視と周辺の部材等の状況から推定する。

なお、これらの方法により損傷状況の把握が困難である橋梁については、ゴムボートや点検車等の使用について協議を行い、点検方法を決定するものとする。

また、緊急対応が必要と判断される場合には、直ちに監督職員に報告すること。

（3）調書作成

点検要領に基づき、橋梁諸元、損傷内容の整理及び損傷写真をとりまとめ調書を作成するものとする。調書作成にあたっては、橋梁一般図をCAD化すること。また、橋梁一般図がない場合は、現地簡易計測を行い、CADにて作図するものとする。

（4）データベース入力

「地方管理橋梁基礎データ入力システム （財）道路保全技術センター」に入力するものとする。

（5）概算工事費の算出

点検の結果、早期に補修が必要とされた橋梁において、監督員と協議のうえ、緊急度の判定（3段階：緊急・1～2年以内・5年以内）と対策提案及び概算工事費の算出を行うものとする。なお、補修図面の作成はおこなわないものとする。

9 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間・成果品納入時の3回とする。業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

ただし、中間打合せについては、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

また、業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

10 成果品の提出

（1）橋梁点検報告書

A4版ファイル綴り2部、電子データ1部（作成したCADデータを含む。）

（2）その他監督職員の指示した資料

11 土地の立ち入り等

（1）点検業務を実施する際、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯すること。

（2）身分証明書は、土地等の所有者、その他の関係人等から請求があった時は、これを提示すること。

（3）身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明と

し、発注者が交付する。

- (4) 身分証明書の発行対象者は原則として、点検員とする。ただし、作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けること。
- (5) 請負者は、業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となつたときは、遅滞なく発注者に返却すること。
- (6) 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- (7) 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については、請負者の負担とする。

12 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び沿道利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

13 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次の通りとする。

- (1) 橋梁台帳
- (2) 町道台帳
- (3) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

14 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安施設（道路工事保安施設設置基準（案）を参考）を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任において措置するものとする。

15 その他

- (1) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- (2) 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。